

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽光福祉会の役員及び第三者委員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び第三者委員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会の出席報酬等)

第3条 役員が評議員会、理事会に出席したときは、費用弁償規程により、1日分の実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び第三者委員の勤務報酬等)

第4条 施設の園長を兼任でない理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 役員及び第三者委員が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(常勤役員の勤務報酬)

第5条 前々条及び前条にかかわらず、週平均2日以上業務にあたる役員に対しては、別表2により、月額報酬を支払うことができる。

2 当該報酬以外に、前々条及び前条に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを支払わないものとする。

(出張旅費)

第6条 役員及び第三者委員が、法人業務のために出張する場合は、旅費規程に準じ旅費等を支給することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(法定控除)

第9条 報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の承認を経て、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成23年4月1日より適用する。

この規程は、平成28年4月1日より一部改正し、適用する。

役員等報酬規程

別表1（日額）

名 称	報 酬 (額)
理事長業務報酬等	10,000 円
評議員業務報酬等	5,000 円
理事業務報酬等	5,000 円
監事監査指導報酬等	5,000 円
苦情対応第三者委員	5,000 円

別表2（月額）

名 称	報 酬 (額)
理事長業務報酬等	80,000 円
理事業務報酬等	40,000 円
監事監査指導報酬等	40,000 円
苦情対応第三者委員	40,000 円